

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。

令和 4 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大 井 誠 治

1 制限の期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

2 制限の内容

(1) 漁具・漁法 はえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。

(2) 操業の時間 午後 8 時から翌日の午前 4 時までは操業を禁止する。

(3) 操業の方法

ア はえ縄漁具を敷設する場合は、その長さが 4 キロメートルを超えないようにし、その両端のボンデンには岸側に赤色の旗を、沖側にだいだい色の旗を、その中間に黒色の旗を掲げなければならない。この場合において、夜間は両端のボンデンには岸側に赤色の照明を、沖側に白色の照明を掲げなければならない。

イ 操業の禁止時間中に、漁場内でいかりを使用して漁船を係留してはならない。

ウ 回転灯は、投縄時以外に点灯してはならない。